

2 屋外広告物条例に基づく制限

屋外広告物表示禁止物件（飯田市屋外広告物条例 第4条）

次に掲げる物件には、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 消火栓、防火水槽、警鐘台その他の消防の用に供する施設
- (5) 公衆電話ボックス
- (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- (7) 電柱又及び街路灯柱（次に掲げる広告物等以外の広告物等を設置し、又は設置する場合を除く。）
 - ① はり紙、はり札、広告旗、広告幕類及び立看板
 - ② 巻付広告にあっては、地表から1.2m以上3.2m以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの
 - ③ 袖看板にあっては、次のいずれかに該当するもの
 - ・電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの
 - ・縦1.2m又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6mを超えるもの
 - ・歩道（道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道）の区別のある道路にあっては、下端の高さ2.5m未満のもの又は車道に突き出るもの
 - ・歩道と車道の区別のない道路にあっては、下端の高さ4.7m未満のもの
- (8) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産
- (9) その他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるもの
 - ① 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - ② 貯水塔
 - ③ トンネル、高架構造物及び分離帯
 - ④ よう壁及び石垣の類（道路の防護施設に限る。）
 - ⑤ 郵便ポスト及び路上変電塔
 - ⑥ カーブミラー
 - ⑦ パーキング・チケット発給設備

● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - 国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示し、又は設置するもので、公益上必要であり、かつ、良好な景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして、当該表示又は設置について市長の許可を得たもの
 - 公益上必要であり、かつ、良好な景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないもので、次に掲げるもの
- (1) 道路工事その他の工事により、公共の安全を確保し、又は公衆の利便の増進を図る目的で一時的に設置されるもの

- ・工事用の案内標識その他これらに類するもの
- (2) その他公共の福祉の増進又は啓発を目的に設置されるもの
- ・国又は地方公共団体が設置するもの
 - ・まちづくり委員会（地方自治法第 202 条の 4 第 1 項の規定による地域自治区において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。）が一時的に設置するもので、あらかじめ当該まちづくり委員会が市長と協議し、かつ、市長が適当と認めたもの

○ 屋外広告物表示禁止物件に関する申請

- ・国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示し、又は設置するものについて、適用除外の許可を得ようとするとき

禁止屋外広告物（飯田市屋外広告物条例 第5条）

次に掲げる基準に適合しない広告物等を表示し、又は設置してはならない。

● 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準

- (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15未満の色を使用していること。
- (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
- (3) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (4) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていること。
- (5) その他の基準
 - ① 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。
 - ② 道路交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
 - ③ 腐朽、腐食その他の劣化により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼすものでないこと。
 - ④ 倒壊、落下その他の損傷により公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

● 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及び維持の基準

- (1) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (2) その他の基準
 - ① 腐朽、腐食その他の劣化により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼすものでないこと。
 - ② 倒壊、落下その他の損傷により公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

屋外広告物の安全点検の実施義務（飯田市屋外広告物条例 第5条の2）

広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を定期的に点検し、良好な状態に保持しなければなりません。

● 点検の実施時期

- ・点検は、広告物等を表示し、設置し、又は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとする。ただし、条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う広告物等にあつては、許可又は許可の更新の申請前60日以内に行わなければならない。

● 点検者の資格要件

- ・以下の資格を有する者が点検を行う必要があります。ただし、高さ4メートル以下の広告物等については、資格要件を問いません。

- (1) 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号のイ）
- (2) 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者
- (3) 建築士（建築士法第2条第1項）
- (4) その他市長が認めた者

屋外広告物禁止地域（飯田市屋外広告物条例 第6条～第9条）

次に掲げる地域又は場所（屋外広告物特別規制地域を除く。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
- 道路（道路交通法第2条に規定する道路）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域（下欄参照）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 500 メートル以内
飯田市道山本 98 号線	飯田市道 2－31 観音沢線との交差点から飯田市道山本 184 号線との交差点まで	飯田市道山本 184 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 1－40 大明神横線	飯田市道山本 184 号線との交差点から飯田市道 1－36 請地線との交差点まで	飯田市道 1－36 請地線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道伊賀良 514 号線	飯田市道 1－36 請地線との交差点から飯田市道 278 号線との交差点まで	飯田市道 278 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 370 号線	飯田市道 1－27 大休妙琴線との交差点から飯田市道 278 号線との交差点まで	飯田市道 278 号線との交差点に向かって左側 100 メートル以内及び右側 500 メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から飯田市と下伊那郡喬木村との境界までの区間	両側各 500 メートル以内

● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
- 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
- 表示面積の合計が 10 m²以下のもので、当該地域について適用される飯田市景観計画に定められた屋外

広告物の表示、設置、改造に関する行為についての制限（景観育成基準）に適合するもの

- 祭典その他慣例上使用するもの
 - ・ 祭典その他年中行事等のためにするもの
- 一時的又は仮設的なもの
 - ・ 表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
- 営利を目的としないもの
 - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - (2) 会合その他催物に関するもの
 - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
 - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、当該表示、設置又は改造について市長の許可を受けたもの

○ 屋外広告物禁止地域に関する申請

- ・ 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するものについて、適用除外の許可を得ようとするとき

○ 次の基準に適合するときは、許可する。

項 目		基 準
表示の方法	表示面積	1 面 0.5 m ² 以下かつ合計 1 m ² 以下（道路、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域にあっては、1 面 2 m ² 以下かつ合計 4 m ² 以下）。ただし、2 以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	地上からの高さ	5 m 以下
	色彩	地色の彩度 8 以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの (3) 当該地域に適用される景観育成基準に適合しないもの
個数		1 地点又は 1 施設について市の区域内に 2 個以内

○ 屋外広告物禁止地域における許可については、次の手続が必要。

- ・ 許可を受けた者は、許可の有効期間満了の 10 日前までに許可の更新の申請。
- ・ 許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から 10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から 10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から 10 日以内に届出。

屋外広告物許可地域（飯田市屋外広告物条例 第 10 条）

次に掲げる地域又は場所（屋外広告物禁止地域又は屋外広告物特別規制地域を除く。）において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域（下欄参照）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 1,000 メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各 1,000 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から飯田市と下伊那郡喬木村との境界までの区間	両側各 1,000 メートル以内

(2) 良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要がある地域又は場所（下欄参照）

種類及び名称	区間	範囲
飯田駅前広場	中央通り線（昭和 54 年長野県告示第 743 号に告示された飯田都市計画道路 3・4・7 中央通り線）の起点付近	約 8,590 平方メートルの広場及びこれに接続する 20 メートル以内

● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
 - ・表示面積の合計が 15 m²以下のもので、当該地域について適用される飯田市景観計画に定められた屋外広告物の表示、設置、改造に関する行為についての制限（景観育成基準）に適合するもの
 - 祭典その他慣例上使用するもの
 - ・祭典その他年中行事等のためにするもの
 - 一時的又は仮設的なもの
 - ・表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
 - 営利を目的としないもの
- (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

- (2) 会合その他催物に関するもの
- (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
- (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

○ 屋外広告物許可地域に関する申請

- ・屋外広告物許可地域において、広告物等の表示、設置、改造をしようとするとき

○ 次の基準及び当該地域に適用される景観育成基準に適合するときは許可する。

区分		基準		
		許可地域全域		都市計画区域以外の区域又は自然公園法若しくは長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下	
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下	
	袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上	
		壁面からの出幅	1.5メートル以下	
		道路上の出幅	1.0メートル以下	
		その他	壁面の上端を越えないこと。	
	地上に設置する広告物等	高さ	13メートル以下	
		表示面積	合計50平方メートル以下	
その他の広告物等		—		

○ 屋外広告物許可地域における許可については、次の手続が必要。

- ・許可を受けた者は、許可の有効期間満了の10日前までに許可の更新の申請。
- ・許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10日以内に届出。
- ・許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から10日以内に届出。

屋外広告物特別規制地域（飯田市屋外広告物条例 第11～12条）

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所

名称	地域又は場所
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域
都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市育良町1丁目及び同所2丁目の区域に接するまでの区間両側30メートル以内の区域

- 屋外広告物特別規制地域の許可基準、適用除外等については、Ⅱ-2-8-川路-1～4、Ⅱ-2-8-羽場大瀬木-1～4を参照のこと。

○ 屋外広告物特別規制地域における許可については、次の手続が必要。

- ・ 許可を受けた者は、許可の有効期間満了の10日前までに許可の更新の申請。
- ・ 許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から10日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から10日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から10日以内に届出。

屋外広告物特別規制地域の指定について（平成 20 年 10 月 1 日指定）

I. 屋外広告物特別規制地域を指定する地域

飯田市川路地区全域

※屋外広告物特別規制地域に指定された地域において、屋外広告物を表示、設置又は改造しようとするときは、市長の許可が必要です。

【許可が必要となる場合】

- 自己用の広告物等で、表示面積の合計が 10 m²を超えるものを表示、設置又は改造しようとする場合。
- ただし、地上に設置する広告物等にあつては、高さ 4 m 又は 1 面の表示面積 3 m²を超えるものを表示、設置又は改造しようとする場合。
- 集合看板（複数の者（4 者程度）が共同して表示し、又は設置する一の広告物等をいう。以下同じ。）を表示、設置又は改造しようとする場合。

II. 許可の基準 ※ゴシック太字は川路地区において強化する基準

1. 次に掲げる広告物等でなければ、表示、設置又は改造することができません。

(1) 自己用の広告物等で、2 に掲げる基準に適合するもの

※自己用の広告物等とは、「自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示又は設置する屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件」をいいます。

(2) 集合看板で、3 に掲げる基準に適合するもの

2. 自己用の広告物等の基準

(1) 広告物等の形態意匠

ア 配 置

- ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
- ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

イ 意匠等

- ・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。

ウ 材 料

- ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。
- ・ **反射光のある素材は使用しないこと。**

エ 色 彩

【色 調】

- ・ **けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調**

和した色調とすること。

【色相・色数】

- ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・ **地色の色数を3以下とすること（全体の面積の10分の1以下の一の色（合計面積）を含まない）。**

【彩 度】（マンセル表色系による彩度）

- ・ 地色の彩度8以下

【動光等】

- ・ **動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。（自然公園法又は長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域にあつては、使用しないこと。）**

(2) 建築物又は工作物を利用した広告物等の規模等

ア 屋上広告物

【本体の高さ】

- ・ **建築物又は工作物からの高さ5メートル以下**

【建築物又は工作物の高さに対する割合】

- ・ 建築物又は工作物の高さの10分の6以下

【その他】

- ・ 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと。

イ 壁面広告物

【表示面積】

- ・ **合計面積が広告物を表示する壁面の面積の10分の2以下**

ウ 袖看板

【下端の高さ】

- ・ 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては2.5メートル以上

【壁面からの出幅】

- ・ 壁面から1.5メートル以下

【道路上の出幅】

- ・ 道路上の出幅1.0メートル以下

【その他】

- ・ 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。

(3) 地上に設置する広告物等

【高さ】

- ・ **地上からの高さ5メートル以下**

【表示面積】

- ・ 1面の面積は5平方メートル以下

(4) 広告物等の面積

- ・ 広告物等の1面の面積は10平方メートル以下
- ・ 広告物等の面積の合計（当該敷地における広告物等の表示面積の合計）は、20平方メートル以下。ただし、三遠南信自動車道の両側各500メートル以内で、三遠南信自動車道から展望できる区域にあっては、合計10平方メートル以下

(5) 広告物等の照明等

ア 周辺との調和

- ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。

イ 動光等と照明時間

- ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。
- ・ 営業時間外は照明しないこと。

3. 集合看板の基準

公益上又は地域振興のために市長が必要と認めるものであって、市長が別に定める基準及び2に掲げる基準を原則とする（ただし、三遠南信自動車道の両側各500メートル以内で、三遠南信自動車道から展望できる区域にあっては、表示、設置することができないものとする。）

Ⅲ. 許可の有効期間

3年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

※許可又は更新の際には、所定の手数料が必要となります。

Ⅳ. 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定のあった地域に表示され、又は設置されている広告物等を、引き続いて表示又は設置しておくことができる期間

5年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

Ⅴ. 適用除外となる広告物等（市長の許可を受けないで、表示、設置又は改造することができる広告物等）

1. 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
2. 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの

3. 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
4. 自己用の広告物等で、次の(1)及び(2)に該当するもの
 - (1) 表示面積の合計が10平方メートル以下のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあつては、高さ4メートル以下かつ1面の表示面積3平方メートル以下のもの
 - (2) 当該表示する地域について適用される景観育成基準に適合するもの
5. 祭典その他年中行事等のためにするもの
6. 一時的又は仮設的なもので、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
7. 1から6までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
 - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
 - (2) 会合その他催物に関するもの
 - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
 - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

VI. その他

1. 除却命令について

市長は、屋外広告物特別規制地域において、許可を受けないで広告物等の表示・設置・改造をした者に対し、飯田市屋外広告物条例に基づき、広告物等の除却等を命ずることができます。

2. 罰則について

除却命令に違反した者や、市長の許可を受けないで広告物等の表示・設置・改造をした者に対しては、飯田市屋外広告物条例により罰則が課せられます。

屋外広告物特別規制地域の区域について
(平成 25 年 12 月 4 日指定 平成 28 年 9 月 27 日変更)

I. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域（変更後）

「都市計画道路 羽場大瀬木線」の用地若しくは建設予定地又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町 4 丁目 2182 番地 5 及び 2230 番地 43 から飯田市育良町 1 丁目及び同所 2 丁目の区域に接するまでの区間の両側 30 メートル以内の地域

※屋外広告物特別規制地域に指定された地域において、広告物等を表示、設置又は改造（以下「表示等」という。）をしようとするときは、市長の許可が必要です。なお、許可については 3 年毎の更新が必要となります。

【許可が必要となるもの】

○自己用の広告物等で、表示面積の合計（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計）が 15 平方メートルを超えるもの（中央自動車道の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあつては 10 平方メートルを超えるもの）。ただし、地上に設置する広告物等にあつては、高さ 4 メートルを超えるもの、又は道路境界線から 5 メートル以内において 1 面の表示面積が 3 平方メートル以上のもの

○自己用の広告物等以外のもの

※自己用の広告物等とは、「自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示等をする広告物等」をいいます。

II. 許可の基準 ※ゴシック太字は I の区域において強化する基準

1. 次に掲げる広告物等でなければ、表示等を行うことができません。

- (1) **自己用の広告物等で、2 に掲げる基準に適合するもの**
- (2) **自己用の広告物等以外のもので、3 に掲げる基準に適合するもの**

2. 自己用の広告物等の基準

(1) 広告物等の形態意匠

ア 配 置

- ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
- ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

イ 意匠等

- ・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。

ウ 材 料

- ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。
- ・ 反射光のある素材を使用する場合は小規模のものとする。

エ 色 彩

【色 調】

- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。

【色相・色数】

- ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・ 地色の色数を4以下とすること（全体の面積の10分の1以下の一の色（合計面積）を含まない）。

【彩 度】（マンセル表色系による彩度）

- ・ 地色の彩度8以下

【動光等】

- ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること
- ・ 光源を用いた動画の面積の合計は、3 m²以下とすること

(2) 建築物又は工作物を利用した広告物等の規模等

ア 屋上広告物

【本体の高さ】

- ・ 建築物又は工作物からの高さ10メートル以下

【建築物又は工作物の高さに対する割合】

- ・ 建築物又は工作物の高さの10分の6以下

【その他】

- ・ 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと。

イ 壁面広告物

【表示面積】

- ・ 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の10分の3以下

ウ 袖看板

【下端の高さ】

- ・ 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては2.5メートル以上

【壁面からの出幅】

- ・ 壁面から1.5メートル以下

【道路上の出幅】

- ・ 道路上の出幅1.0メートル以下

【その他】

- ・ 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。

(3) 地上に設置する広告物等

【高さ】

- ・ 地上からの高さ5メートル以下。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは13メートル以下

【表示面積】

- ・ 1面の面積は3平方メートル以下。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは1面25平方メートル以下

(4) 広告物等の面積

- ・ 広告物等の面積（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計、又は自己の敷地以外において広告物等の表示等をする場合においては、50メートル以内に同一の者が表示等をする表示面積及び掲出面積の合計とする。）は、100平方メートル以下

(5) 広告物等の照明等

ア 周辺との調和

- ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。

イ 動光等と照明時間

- ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。
- ・ 営業時間外は照明しないこと。

3. 自己用の広告物等以外のものの基準

○1面の表示面積1平方メートル以下

○表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等の表示等をする場合においては、50メートル以内に同一の者が表示等をする表示面積及び掲出面積の合計とする。）2平方メートル以下

○地上に設置する広告物等で、地上からの高さ2メートル以下

○電柱又は街路灯柱に表示等をするもので、飯田市屋外広告物条例施行規則第3条第1項に掲げるもの以外のもの

○中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域以外に表示等を行うもの

○その他上記2に掲げる基準に適合するもの

Ⅲ. 許可の有効期間

3年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

※許可又は更新の際には、所定の手数料が必要となります。

Ⅳ. 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定のあった地域に表示等をされている広告物等を、引き続いて表示等をしておくことができる期間

5年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

Ⅴ. 適用除外となる広告物等（市長の許可を受けないで、表示等を行うことができる広告物等）

1. 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示等をするもの
2. 法令の規定により表示等を義務付けられたもの
3. 国又は地方公共団体が表示等をするもので、公益上必要と認められるもの
4. 自己用の広告物等で、次の(1)及び(2)に該当するもの
 - (1) 表示面積の合計（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計）が15平方メートル以下（中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあっては10平方メートル以下）のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、地上からの高さ4メートル以下、又は道路境界線から5メートル以内のもので、1面の表示面積が3平方メートル未満のもの
 - (2) 当該表示する地域について適用される景観育成基準に適合するもの
5. 祭典その他年中行事等のためにするもの
6. 一時的又は仮設的なもので、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
7. 1から6までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
 - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
 - (2) 会合その他催物に関するもの
 - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
 - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

Ⅵ. その他

1. 除却命令について

市長は、屋外広告物特別規制地域において、許可を受けないで広告物等の表示等をした者に対し、飯田市屋外広告物条例に基づき、広告物等の除却等を命ずることができます。

2. 罰則について

除却命令に違反した者や、市長の許可を受けないで広告物等の表示等をした者に対しては、飯田市屋外広告物条例により罰則が課せられます。

屋外広告物許可申請書等 様式一覧

【許可申請】

様式名	部数	備考
●案内広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第 2 号）	3 部	正本 2 部・副本
●広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第 5 号）	3 部	正本 2 部・副本
添付図書（申請書に同部添付）		
○形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面 （はり紙及びはり札にあつては、現物又は見本）		
○表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図		

【許可の更新申請】

様式名	部数	備考
●（案内用）広告物等表示（設置）許可更新申請書（様式第 6 号）	3 部	正本 2 部・副本
●（一般用）広告物等表示（設置）許可更新申請書（様式第 7 号）	3 部	正本 2 部・副本
添付図書（申請書に同部添付）		
○広告物等安全点検報告書（様式第 8 号）※広告物等の現況の写真を添付		
○許可申請に必要とされている添付図書（変更に係る図書に限る。）		

【廃止等の届出】

様式名	部数	備考
●広告物等表示（設置）廃止届（様式第 9 号）	3 部	正本 2 部・副本
●氏名等変更届（様式第 10 号）	2 部	正本・副本
●管理者選任（解任・変更）届（様式第 11 号）	2 部	正本・副本
●承継届（様式第 12 号）	2 部	正本・副本

【報告書】

様式名	部数	備考
●報告書（様式第 16 号）	1 部	

※上記様式は市ホームページ <http://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/> からダウンロードできます。

(様式第2号)(第9条第1項関係)

案内広告物等表示(設置、改造)許可申請書

年 月 日

飯田市長

住 所

電話番号

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおり広告物等を表示(設置、改造)するので、飯田市屋外広告物条例第8条第4号の規定により、申請します。

表示又は設置場所						
禁止地域の区分		・住居専用地域(条例第6条第1項第1号) ・道路等接続地域(条例第6条第1項3号)				
広告物等の規模 ・色彩等		表 示 面 積	最大の面1面	m ²		
			合 計	m ²		
		地上からの高さ	m	地色の彩度		
		下端の高さ		m		
		道路上の出幅		m		
		反射光のある素材の有無		有 無		
		動光・点滅照明・ネオン等の有無		有 無		
		案内地点又は施設数				
		個 数				
表示又は設置期間		年 月 日から 年 月 日まで				
管理者又は 管理予定者	住 所					
	氏 名		電話番号			
工事施工 者	住 所					
	氏 名		電話番号			
工事完了予定日		年 月 日				

(備考) 下端の高さ及び道路上の出幅欄は、袖看板の場合のみ記入してください。

添付図書

- (1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他の表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札にあっては、現物又は見本)
- (2) 表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図

(様式第5号)(第11条第1項関係)

広告物等表示(設置、改造)許可申請書

年 月 日

飯田市長

住 所
電話番号
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり広告物等を表示(設置、改造)するので、飯田市屋外広告物条例第10条第1項の規定により、申請します。

表示又は設置場所					
都市計画区域		都市計画区域		都市計画区域以外の区域	
自然公園の区域		自然公園の区域		自然公園の区域以外の区域	
広 告 物 等 の 規 模 ・ 色 彩 等	地色の彩度				
	反射光のある素材の有無		有 無		
	動光・点滅照明・ネオン等の有無		有 無		
	屋上広告物	本体の高さ	m	建築物の高さに 対する本体の高 の割合	
	壁面広告物	表示面積合計	m ²	壁面面積に対す る表示面積の割 合	
	袖看板	下端の高さ	m		
		壁面からの出幅	m	道路上の出幅	m
	地上に設置する 広告物等	高さ	m		
		表示面積の合計	m ²		
広告物等の数量		ヶ所			
表示・設置期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
管理者又は 管理予定者	住 所				
	氏 名		電話番号		
工事施工 者	住 所				
	氏 名		電話番号		
工事完了予定日		年 月 日			

(備考) 1 広告物等の規模・色彩等欄は、該当する部分のみ記入してください。

添付図書

- (1)形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札にあっては、現物又は見本)
- (2)表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図

(様式第 6 号) (第 12 条第 1 項関係)

(案内用)

広告物等表示（設置）許可更新申請書

年 月 日

飯田市長

住 所

電話番号

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり広告物等の表示（設置）許可を更新したいので、飯田市屋外広告物条例第 14 条第 1 項の規定により、申請します。

表示又は設置場所						
禁止地域の区分		・ 住居専用地域（条例第 6 条第 1 項第 1 号） ・ 道路等接続地域（条例第 6 条第 1 項 3 号）				
広告物等の規模 ・ 色彩等		表 示 面 積	最大の面 1 面	m ²		
			合 計	m ²		
		地上からの高さ	m	地色の彩度		
		下端の高さ		m		
		道路上の出幅		m		
		反射光のある素材の有無		有 無		
		動光・点滅照明・ネオン等の有無		有 無		
		案内地点又は施設数				
		個 数				
表示又は設置期間		年 月 日から 年 月 日まで				
管理者又は管理予定者	住 所					
	氏 名		電話番号			
前 回 許 可		年 月 日 第 号				

（備考） 下端の高さ及び道路上の出幅欄は、袖看板の場合のみ記入してください。

添付図書

(1) 屋外広告物自己点検報告書

(2) 広告物等の現況の写真

(3) 飯田市屋外広告物条例施行規則第 9 条第 1 項各号に掲げるもの（変更に係る図書に限る）

(様式第7号)(第12条第1項関係)

(一般用)

広告物等表示(設置)許可更新申請書

年 月 日

飯田市長

住 所
電話番号
氏 名

法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおり広告物等の表示(設置、改造)するので、飯田市屋外広告物条例第14条第1項の規定により、申請します。

表示又は設置場所					
都市計画区域		都市計画区域		都市計画区域以外の区域	
自然公園の区域		自然公園の区域		自然公園の区域以外の区域	
広告物等の規模・色彩等	地色の彩度				
	反射光のある素材の有無		有 無		
	動光・点滅照明・ネオン等の有無		有 無		
	屋上広告物	本体の高さ	m	建築物の高さに対する本体の高の割合	
	壁面広告物	表示面積合計	m ²	壁面面積に対する表示面積の割合	
	袖看板	下端の高さ	m		
		壁面からの出幅	m	道路上の出幅	m
	地上に設置する広告物等	高さ	m		
表示面積の合計		m ²			
広告物等の数量		ヶ所			
表示・設置期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
管理者又は管理予定者	住 所				
	氏 名			電話番号	
前 回 許 可		年 月 日 第 号			

(備考) 1 広告物等の規模・色彩等欄は、該当する部分のみ記入してください。

添付図書

(1)屋外広告物自己点検報告書

(2)広告物等の現況の写真

(3)飯田市屋外広告物条例施行規則第9条第1項各号に掲げるもの(変更に係る図書に限る)

広告物等安全点検報告書

年 月 日

飯田市長

（報告者）住 所

電話番号

氏 名

法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

該当に○（表示者・設置者・管理者）

次のとおり安全点検を実施しました。なお、記載の内容は事実と相違ありません。

1 屋外広告物の安全性（表示者、設置者又は管理者のいずれかが記入してください。）

屋 外 広 告 物 の 概 要	許可を受けて いる場合の内容	第 号（有効期限 年 月 日）	
	広告物等の 種類及び高さ	屋 上・壁 面・袖看板・地 上・その他 高さ m ※屋上・地上に設置するものは、設置面（地面等）からの 高さ。	
	設 置 場 所		
	設置年月日	年 月 日 （ 年経過）	
点検結果への 対 応 及 び 安全性の判断	☐ 異常のあった箇所は改善を完了し、安全上の問題はない。 ☐ 現時点で安全上の問題はないが、次回点検までの間、補修その他の日常 管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する。 ☐ その他（ ）		

※必要に応じ裏面に、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置による改善状況の写真を添付すること。

2 点検の実施及び改善状況（以下は、点検等を行った方が記入してください。）

点 検 者 点検に資格を要する規 模（高さ4m超）の場 合は点検者の資格名称	氏 名	TEL		
	住 所			
	資格名称	☐ 屋外広告士 ☐ 技能講習修了者 ☐ 建築士 ☐ その他（ ）		
点 検 実 施 日	年 月 日	※許可又は許可の更新に必要な点検は、許可又は許可の更新 の申請前 60 日以内に行われたものでなければなりません。		
点 検 方 法	☐ 目視点検 ☐ 標準点検（近接目視、触診、打音その他必要な検査） ☐ 詳細点検（測定器具による構成部材の詳細な計測、検査）			
点 検 個 所 （該当項目に○）	点 検 項 目 （該当項目に○）	異常の有無	所 見 （異常の内容・改善措置の実 施状況・管理上の課題等）	
(1) 基礎部 ・ 上部構造	傾斜・ぐらつき・ひび・隙間・さ び・老朽化・その他	有 無		
(2) 支持部	接合部材の腐食・変形・隙間・破 損、ボルト及びビス等のさび・緩 み・欠落、滞水、その他	有 無		

(裏面)

(3) 取付部	アンカーボルト及びプレートの変色・変形・破損、溶接部・コーキングの劣化・はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及び周辺の異常、その他	有	無	
(4) 表示面	部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・変色等、ビス等の欠落、底部の腐食・水抜き孔の詰まり、滞水、その他	有	無	
(5) 照明部	点灯・発光の不良、部材の破損・変形・さび・滞水、周辺機器（分電盤・配線・変圧器・スイッチ等）の劣化・破損、その他	有	無	
(6) その他	付属部品（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他）の腐食・破損、避雷針の腐食・破損、その他	有	無	

3 写真（点検結果、改善状況）、所見

写真添付欄（点検結果、改善状況）	所見等記載欄
	◇箇所 ◇点検方法 ◇異常の内容・改善措置の実施状況等
	◇箇所 ◇点検方法 ◇異常の内容・改善措置の実施状況等

※写真の枚数により、適宜、欄を追加すること。写真は、原則としてカラーを使用すること。

備考 この様式以外で提出する場合は、市長と協議してください。

(様式第 9 号) (第 14 条第 1 項関係)

広告物等表示（設置）廃止届

年 月 日

飯田市長

許可を受けた者 住 所
電話番号
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり広告物等の表示（設置）を廃止しますので、飯田市屋外広告物条例第 15 条第 1 項第 1 号の規定により、届出をします。

表示又は設置場所		種類 数量	基 面 m ²
許可年月日及び 許可番号			
廃止年月日			
廃止の理由	1 期間満了によるもの 2 命令によるもの 3 許可を取り消されたもの 4 汚染、褪色、老朽又は破損によるもの 5 設置者の都合によるもの 6 その他の理由によるもの 〔 〕		

(備考) 廃止の理由欄は、該当する事由を○印で囲み、6 の場合は括弧内にその理由を記入すること。

(様式第 10 号) (第 14 条第 1 項関係)

氏名等変更届

年 月 日

飯田市長

許可を受けた者 住 所
電話番号
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり広告物等の許可を受けた者の氏名等を変更しますので、飯田市屋外広告物条例第 15 条第 1 項第 2 号の規定により、届出をします。

表示又は設置場所		種類 数量		基 面 m ²
許可年月日及び 許可番号				
変更年月日				
変 更 内 容	氏名 (法人名)	変更前		
		変更後		
	住所	変更前		
		変更後		

(様式第 11 号) (第 14 条第 1 項関係)

管理者選任（解任・変更）届

年 月 日

飯田市長

許可を受けた者 住 所

電話番号

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり管理者を選任（解任・変更）しますので、飯田市屋外広告物条例第 15 条第 2 項の規定により、届出をします。

表示又は設置場所		種類 数量		基 面 m ²
許可年月日及び 許可番号				
選任（解任・変更） 年月日				
変 更 内 容	氏名 （法人名）	選任又は 解任の前		
		選任又は 解任の後		
	住所	選任又は 解任の前		
		選任又は 解任の後		

承継届

年 月 日

飯田市長

承継する者 住 所
電話番号
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり広告物等を承継しますので、飯田市屋外広告物条例第 15 条第 3 項の規定により、届出をします。

表示又は設置場所		種類 数量	基 面 m ²
許可年月日及び 許可番号			
承継前の表示者 又は設置者	氏名 (法人名)		
	住所		
承継年月日			
承継の理由	1 譲渡によるもの 2 相続によるもの 3 その他の理由によるもの 〔 〕		

(備考) 承継の理由欄は、該当する事由を○印で囲み、3 の場合は括弧内にその理由を記入すること。

報告書

年 月 日

飯田市長

住 所

電話番号

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付 第 号で依頼のありました件について、次のとおり報告又は資料の提出をします。

1 報告

2 提出する資料



屋外広告物条例規制地域図

※地域図の地域のほか、第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が禁止地域となっています。



